組　合　員　各　位

あがつま農業協同組合
代表理事理事長　奥木　隆人

共済規程の一部変更について、下記のとおり令和８年８月３１日の理事会において議決しましたので、定款第５２条②の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、群馬県知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

記

１．変更内容

自動車損害賠償責任共済について、法令改正への対応を行うとともに、現行実務との整合等を図るため、共済規程の一部を変更する。

２．実施時期

令和９年４月１日

以　上

共済規程例変更条文新旧対照表

（下線部分は変更部分）

改　　正　　後	改　　正　　前	
第４章　自動車損害賠償責任共済に関する事項	第４章　自動車損害賠償責任共済に関する事項	
（共済金等の支払） 第16条　この組合は、共済契約者又は被共済者が第３条に規定する損害賠償責任を負ったこ	とによる損害又はその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、共済契約者又は被共済者に対し、次のことを遅滞なく、この組合に通知させる。 （１）　〔略〕 （２）被共済自動車が、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条に規定する自動運行装置を備えているときは、当該装置の作動状況 （３）第１号に掲げる事項について証人となる者がある場合は、その者の氏名及び住所 （４）　〔略〕 ２　この組合は、前項の事項のほか、この組合が特に必要とする書類又は	（共済金等の支払） 第16条　この組合は、共済契約者又は被共済者が第３条に規定する損害賠償責任を負ったことによる損害又はその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、共済契約者又は被共済者に対し、次のことを遅滞なく、書面でこの組合に通知させる。 （１）　〔略〕 （２）前号に掲げる事項について証人となる者がある場合は、その者の氏名及び住所 （３）　〔略〕 ２　この組合は、前項の書類のほか、この組合が特に必要とする書類又は